

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

岸田外務大臣に伺います。

大臣は、就任以来、沖縄の皆さんの声、これに耳を傾けて、信頼の回復、そして信頼構築をつくっていくことが大事だというふうに繰り返し強調されております。

ところが、沖縄の現実はどうか。普天間基地の辺野古移設、新基地建設問題やオスプレイの配備問題などについて、今やオール沖縄と言っていい、そういう反対が広がっております。

政府がやろうとしていることは、この沖縄県民の願いに背いて推進をしようということだと思うんですが、これでどうやって県民の信頼を回復できるのか、伺いたいと思います。

○岸田国務大臣 まず、私も、たびたび申し上げているように、在日米軍の再編の問題についても、現行の日米合意に基づいて、沖縄の負担軽減にしっかり努めていかなければいけないと思っておりますし、また、オスプレイにつきましても、地元において大変不安の声が依然大きいということ、これもしっかり認識をしております。

こうしたさまざまな課題について、まずは信頼回復をしっかり行っていくことから始めなければならぬということ、沖縄に足を運び、仲井真知事を初めさまざまな方々との意思疎通に努めております。

こうした意思疎通に努めながら、一つ一つ丁寧に理解を求め、作業を進めていく、こうした姿勢が何よりも大切だと認識をしております。

○笠井委員 それで納得していないのが沖縄県民だと思うんです。

昨年十二月末以来の安倍政権がやってきたことというのは、まさに沖縄県民の期待やあるいは信頼に逆行することばかりだと言わざるを得ないと思います。

一つは、サンフランシスコ講和条約発効の一九五二年四月二十八日、主権回復の日ということで、記念式典を閣議決定した問題であります。

このサ条約と、同日発効した日米安保条約によって、日本は形式的には独立国となりましたものの、特に沖縄は、奄美、小笠原とともに日本から切り離されて、アメリカの支配下に置かれました。だから、この日は、沖縄県民にとって新たな苦難の始まりとなった日であり、屈辱の日と言われているわけです。

そこで、改めて大臣に伺いたいんですが、その後も含めて、本土復帰までの二十七年間、米軍占領下、沖縄の苦難の歴史、その中で沖縄県民が体験した苦痛について、どのように認識をされているのでしょうか。

○岸田国務大臣 まず、御指摘の主権回復・国際社会復帰記念式典ですが、サンフランシスコ平和条約の発効による我が国の主権回復及び国際社会復帰六十周年の節目を記念して、我が国における国際社会の平和と繁栄への責任ある貢献の意義を確認するとともに、これまでの経験と教訓を生かして、我が国の未来を切り開いていく決意を確固としたものにする、こういった趣旨で実施されるわけです。

この式典に当たっても、奄美、小笠原、沖縄、こうした地域が、戦後の一定期間、我が国の施政権の外に置かれたという苦難の歴史、これは決して忘れてはならないと思っております。この苦難を耐え抜かれた先人の心情に思いをいたしつつ、奄美、小笠原、沖縄を含めた我が国の未来を切り開いていく決意を新たにすると、こうした姿勢が何よりも重要だと思っております。

特に沖縄においては、本土復帰後も、現在まで在日米軍施設・区域が集中することにより、県民の方々に大きな御負担をおかけしているということ、これは我々はしっかり重く受けとめなけ

ればならないと思っています。その負担にも思いをいたしながら、沖縄の皆様方の声にしっかり耳を傾け、信頼関係を構築しながら、負担軽減に全力で取り組んでいかなければいけない、このように考えています。

○笠井委員 そう言われるんだったら、こういう式典をやるべきじゃない。私は、沖縄だけじゃなくて、日本全体にとって大変屈辱の日だというふうに思っております。そういう意味で、仲井真知事も理解不能と言われてるし、沖縄でも反対の声が強く上がっているわけです。

本土と切り離されて米軍占領下に置かれた沖縄では、日本国憲法が適用されずに、いわゆる銃剣とブルドーザー、米軍の土地の強制接収と人権侵害が繰り返されました。また、サンフランシスコ講和条約とセットで日米安保条約と日米地位協定が締結をされて、アメリカが日本に駐留をして、自由に日本の土地を基地として使用できるようになった。このことによって、沖縄が本土復帰した後も米軍基地が存在をし続けて、基地あるがゆえの痛みがそのまま残された。まさに、そうした歴史をしっかりと踏まえなきゃいけないんだと思うんです。

そこで、米軍基地が存在するがゆえに受ける沖縄県民の被害、苦難という点で最も大きいと言っているものが、在沖縄米海兵隊の存在であります。

改めて確認したいんですが、日本に米海兵隊が駐留を始めたのはいつか、それがどういう経過で沖縄に移駐することになったか、そのことについて外務省はどのように承知しているでしょうか。

○岸田国務大臣 一九五〇年の朝鮮戦争勃発の後、日本に派遣された米海兵隊ですが、日本各地の米軍基地に分散配置されました。その後、例えば岐阜県あるいは山梨県に駐留していた部隊は、一九五六年ごろ沖縄に移駐したというように理解しております。

○笠井委員 米軍が駐留していた岐阜県各務原では、米軍による傍若無人な行為が繰り返されて、住民の米軍基地反対闘争が起きました。農民の入会地だった山梨の演習場では、土地取り上げをされた農民が反発して、実弾演習の着弾地に座り込む大変な闘いがあった。

米軍基地に反対する運動は、岐阜や山梨にとどまらず、全国各地に巻き起こった中で、日米政府が、結局、アメリカの支配下にあった沖縄に海兵隊を移駐する、そういうことを決断したという経過であります。

そこで、岸田大臣にもう一つ確認したいんですが、サンフランシスコ条約があった後のことでありますが、そのもとで沖縄には、日本国憲法が及ばずに、一九五三年の土地収用令の布告によって米軍による自由な基地建設が可能になった。今問題になっている海兵隊の普天間基地も、そうした米占領下のもとで強化されていった。移駐するもとで、海兵隊が来るもとで強化されていった。そうした歴史的事実があったということは、そのとおりですね。

○岸田国務大臣 沖縄における米軍施設そして区域の形成過程につきましては、例えば嘉手納飛行場や読谷補助飛行場のように、旧日本軍の飛行場等を引き継いだものがある一方で、普天間飛行場においては、戦時中以降、米軍が民有地を含む土地を接収して建設したものと認識をしております。

いずれにせよ、この沖縄の米軍施設・区域については、一九七二年の沖縄の本土復帰以後、米国が日米地位協定のもとで我が国からこの法律に基づいて提供を受け、使用しているものと認識をしております。

○笠井委員 三月十一日の予算委員会で安倍総理は、まずは独立を回復しなければ、独立国として米国との交渉をすることはかなわなかった、あのときの判断がその後の沖縄の復帰につながっ

たというふうに言われたわけですが、とんでもないと思うんです。こんな理屈が、二十七年間の米軍支配下のもとで苦難を受けた沖縄県民を納得させるものにはなり得ない。

ことし一月二十八日に沖縄県民代表が政府に建白書を提出して、こう告発しております。危険なオスプレイを沖縄に配備することは、沖縄県民に対する差別以外の何物でもない。復帰四十年目の沖縄で、米軍はいまだに占領地でもあるかのごとく傍若無人に振る舞っている。国民主権国家日本のあり方が問われている。

ところが、三月十一日の予算委員会で安倍総理は、普天間基地移設の問題について、県外に移設することは現実の政策としては困難だとまで発言されました。

大臣、これは、要するに、沖縄県民の願いに反して、基地の痛みを押しつけることを、改めてこの六十年たって宣言するものにほかならないんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○岸田国務大臣 まず、一月二十八日の沖縄の皆様からいただいたこの建白書ですが、私も直接受け取らせていただきました。沖縄には引き続き厳しい声があること、承知しております。内容については、私としても真摯に受けとめさせていただいております。

そして、在日米軍の再編の問題、普天間飛行場の辺野古移設については沖縄に厳しい声が存在すること、これは受けとめております。ただ、この同飛行場の固定化、これは絶対あってはならないと思っています。

ぜひ、こうした沖縄の負担軽減のあり方について、引き続き率直な意見交換を通じて意思疎通を積み重ねていきたい。そして、ぜひ結果を出していきたいと考えております。

○笠井委員 六十年前に講和条約で沖縄を切り離して、沖縄に基地そして海兵隊を押しつけた、先ほど歴史的経過も話されたとおりで。六十年後の現在においても、再び米軍基地の痛みを沖縄に押しつけようとする。私は、そういう意味では、政治的構図は何ら変わっていないんじゃないかというふうに思います。

四月二十八日という、日本にとって、そして沖縄にとって従属と屈辱の日を祝う式典の中止を強く求めたいと思います。

いま一つ、沖縄の負担という問題では、オスプレイの配備の問題があります。

昨年十月に沖縄県民の反対を押し切って普天間へのオスプレイ配備が強行されて、米軍は、覚書で取り交わした運用ルールに配備早々から違反する行動を行ってきている。

防衛省は、米軍のオスプレイ運用について、合意内容について違反に当たるかどうか調査、精査するというふうに答弁されてきました。大臣もそう言われてきた。繰り返し言われてきました。

そこで、江渡防衛副大臣に伺いますが、その調査、精査の結果は出たんでしょうか。

○江渡副大臣 お答えさせていただきたいと思います。

今委員から質問されたこと、沖縄県の仲井真知事からも、違反等々があるということで、約三百十八件確認されたということで、沖縄防衛局長及び外務省の沖縄担当大使宛てに提出されているわけでありましてけれども、これは今鋭意精査の最中でございます。

と申しますのは、一応、具体的に沖縄県から指摘があった期間、昨年十月から十一月の二カ月間であるわけでありましてけれども、この間に三百十八件があったということですのでけれども、沖縄防衛局が撮影した写真、約三千枚ほどあります。これを一枚一枚、その撮影時間、場所、それから、沖縄県から合意違反と指摘があった飛行時間とか場所が合致するものを今チェックしている最中でありまして。私も作業状況というのを報告を受けておりますけれども、まだ終わっておりません。今鋭意進めている最中でございます。

どちらにしても、我が省としても、沖縄県からの要請書にお応えできるように、そして、今先生からの御指摘があった部分に対してもしっかりと対応させていただきたいというふうに思っ

おります。

○笠井委員 今副大臣から言われましたけれども、これは沖縄県の資料ですが、まさに三百十八件、十月一日から十一月三十日、二カ月間に、県、市町村による監視において合意事項違反が目視されているということで、一覧表が出されているわけであります。

この作業が膨大だということなんですけれども、しかし、その間にどんどんオスプレイの運用が進んできているわけですが、副大臣、どれぐらいのめどでその結果が出せる、こういうふうになるんでしょうか。

○江渡副大臣 今現在、鋭意作業している最中でございます、できるだけ速やかにお答えが出せるようにということで努力しているところでありますけれども、もう委員御承知のとおり、途中、補正予算、予算等々いろいろなこともございまして、なかなかスムーズにいけないというところもおおむね避けなければいけないなと思っておりますが、できるだけ早い時期に御報告ができるように努力してまいりたいと思っております。

○笠井委員 沖縄県民の不安と怒りというのは本当に激しいものがあります。

大臣、防衛省からそういう話があったんですが、耳を傾けて信頼回復、信頼構築ということが大事だと言われるんだけど、実際には、県民の願いにまともに応えようとしていないという問題がどんどんあること。それから、調査についても、今、鋭意ということで、一刻も早くということなんですけれども、しかし、もう随分時間がたっているわけです。

これは沖縄県民にとっても、それから日本国民全体にとっても、なかなか本気でそういうことで考えているのかということになりかねないんですが、なっていると思うんですけれども、どうですか、大臣。

○岸田国務大臣 オスプレイにつきましては、沖縄を初めとする地元の皆様方から厳しい目が向けられておるといふこと、また、今御指摘がありましたように、オスプレイに関する日米合同委員会合意が守られていないのではないかという声が強いということ、これは承知しております。

今後とも、地元の皆様方に対しての説明を丁寧に行うこと、当然ですが、合同委員会合意の適切な実施については、米国側との間で必要な協議をしっかりと行っていかなければならない。そして、そうした協議を行いながら、地元の皆様方の御理解を得ていかなければならない、このように認識をしております。

○笠井委員 協議をやるために、それ以前にファクトがきちっと確定しなきゃいけないわけですから、外務省としても督促する、あるいは、防衛省と協力して、いつまでにはというぐらいのことはやはり言うべきなんじゃないですか。

○岸田国務大臣 先ほど防衛副大臣から答弁がありましたように、作業は鋭意進めております。ぜひ、その進捗状況も確認しながら、米国との協議も進めていきたいと思っております。

○笠井委員 そもそも、この合意が守られればいいのかという問題では私はないと思っているんです。

この運用に当たっての覚書に基づく運用ルールというのは、禁止事項に関しても、できる限りとか、運用上必要な場合を除きというただし書きをつけて、全体として配備をどんどん進めて、強行する、運用も進めるというためのものでありますので、それを守ればいいのかという問題じゃないけれども、それさえ守られていないという問題について、鋭意、鋭意ということで、なかなか

そういうことも明らかにならないということでもあります。沖縄県民がもう実際に体験して、目撃しているということでもありますので、私は、その点では、政府の根本姿勢が問われている、本当にやる気があるのかということが問われていると思います。

沖縄の負担軽減を言うなら、負担の大もととなるオスプレイの配備そのもの、これこそ撤回すべきだ、このことを改めて申し上げて、質問を終わりたいと思います。